

【加害者に一定のタイプはない】

○加害者に、社会的地位や学歴、収入の多い少ないなどについて、一定のタイプはありません。

○だれでもDVの加害者になる可能性があります。

暴力のない対等な関係を築くために…

DVの被害者にも、加害者にもならず、相手と暴力のない対等な関係を築くために、次のようなことに気をつけましょう。

① まずはDVを知る

まずは、DVがどのようなものか知ることが大切です。DVのことを知らなければ、自分が受けていたり、していたりすることがDVだと気づきません。

② 何があっても、暴力を容認しない

暴力を容認しない

どんな事情があつたにしても、暴力を振るつていいという理由にはなりません。暴力という行為は、絶対に許されるものではないということを認識しましょう。

③ 男らしさ、女らしさにとらわれすぎない

男らしさ、女らしさにとらわれすぎると、相手を支配する、相手から支配されるという関係に陥る危険性があります。あくまでも、自分らしさを大切にしましょう。

④ 自分を大切にする

人は生まれながらにして大事にされるべき尊い存在です。暴力を受けていい人など1人もいません。

自分を大切にする気持ちを持つていないと、DVの被害にあつたとき、相手に対して毅然とした態度がとれず、自分を責めてしまうこととなります。

⑤ 相手を尊重する心を持つ

暴力は相手の身体や心を深く傷つけます。自分を大切に思う気持ちと同じように、相手への思いやりの心、相手を尊重する心を常に持つことが大切です。

※詳しいことは、本庁・男女共同参画室 ☎ 11111 内線 1317へお尋ねください。

DVに関する相談を受け付けています！



配偶者や恋人、元夫など男女の間で「これってもしかして暴力？」と感じることがあつたときなどは1人で考え込まないで、信頼できる友人や家族などに相談しましょう。

次の窓口でも、DVに関する相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。相談は無料です。

相談機関		受付日時	電話番号
市役所	本庁・子育て支援課	月・火・金 8:30～17:15	☎1111 (内線1174)
	牛深支所・保健福祉課	月・水・木 8:30～17:15	☎2111 (内線 147)
県女性相談センター (県配偶者暴力相談支援センター)		平日 8:30～22:00	DV専用 096-381-7110
		土・日・祝日 9:00～22:00	
		平日 8:30～17:30	女性相談全般 096-381-4454
県女性総合相談室 (くまもと県民交流館パレア内)		月・木・金・土 9:00～16:00	096-355-2223
		水 9:00～20:00	
県精神保健福祉センター		平日 8:30～16:00	096-356-3629
県警察本部警察安全相談室		年中無休、24時間対応	096-383-9110 または#9110